

「アットホームのぞみサービス重要事項説明書」  
(ラフォーレ)

あなたに対する利用サービス提供開始にあたり、社会福祉法第76条及び第77条の規程に基づいて、当事業所があなたに説明すべき事項は次のとおりです。

1 事業者の概要

経営事業者の名称	社会福祉法人あけぼの福祉会
法人所在地	北海道岩内郡岩内町字野東210番地
法人種別	社会福祉法人
代表者名	理事長 西崎 公一
電話番号	TEL 0135-62-9701
法人設立年月	昭和57年11月19日

2 事業の目的と運営方針

事業指定	共同生活援助事業	平成18年10月1日指定
事業の目的	地域での自立した生活が送れるように支援する	
事業の名称	アットホームのぞみ	
管理者氏名	小野 裕	
サービス管理責任者	[REDACTED]	
事業所の所在地	北海道岩内郡岩内町字野東258番地134	
電話番号	TEL 0135-63-0035	
事業所運営の方針	利用者の権利擁護、利用者主体のサービス提供、地域に開かれた施設	
事業所開設年月	平成27年3月23日	
住居定員	5人	

3 住居の概要

(1) ホーム翔

建物の たてもの	構造	木造二階建て
	延べ床面積	148.81㎡
	利用定員	入所定員男性5名

(2) 居室

居室の種類	室数	面積	一人当り面積	備考
A. 1人部屋	2室	10.80㎡	10.08㎡	
B. 1人部屋	2室	10.44㎡	10.44㎡	
C. 1人部屋	1室	9.45㎡	9.45㎡	

(3) 主な設備

居室の種類	室数	面積	一人あたり面積	備考
談話室	1室	12.96㎡		
食堂兼リビング	1室	25.92㎡		
トイレ	2か所			各階1か所ずつ
浴室	1室			

(4) 職員体制

職種	員数	区分				常勤 換算後 の職員	保有資格
		常勤		非常勤			
		専従	兼任	専従	兼任		
管理者	1名			1名			
地域生活支援ワーカー	9名	4名		5名		6.5名	
生活支援ワーカー	5名	5名				4.8名	
生活支援ワーカー (夜間)	3名	2名		1名		2.7名	
(看護師)	(1名)		(1名)				

4 職員の勤務体制

職種	勤務体制
管理者	日勤の勤務時間帯(8:30~17:30) 常勤で勤務
支援ワーカー	6時30分~10時、15時~19時30分
生活支援ワーカー	・9時~18時、7時30分~16時30分 ・18時~6時、18時30分~6時30分
(看護師)	日勤の勤務時間帯(8:30~17:30) 常勤で勤務 夜間、休曜日においても緊急対応します。

5 指定知的障害者共同生活援助・介護事業概要

(1) 自立支援給付費対象サービス

種類	内容
排泄	・排泄の自立に向けた適切な支援を行います。
着脱衣	・毎日の着替えを行い、清潔に配慮した支援をします。
整容 (歯磨き・洗面含む)	・個性に配慮し、適切な整容が行われるよう支援します。 ・シーツ交換は、週1回行います。
余暇活動の支援	・地域において潤いのある質の高い生活を送ることができるための支援をします。
健康管理	・支援者は常にあなたの健康状況の把握に努めます。 ・また、緊急時必要により主治医あるいは協力医療機関等に責任をもって引き継ぎます。 ・処方された薬は、利用者の状況により支援者が管理します。 ・利用者が外部の医療機関の通院する場合には、その付き添い等に

	<p>ついて配慮します。(付き添い料がかかる場合があります)</p> <p>&lt;当施設の嘱託医師&gt;</p> <p>岩内協会病院</p>
相談及び援助	<p>当施設は、利用者及びその家族からのいかなる相談についても誠意を持って応じ、可能な限り必要な援助を行うように努めます。</p> <p>&lt;相談窓口&gt;</p> <p>サービス管理責任者・</p>

(2) 自立支援給付費対象外サービス

種類	内容
食事 (H)	<p>栄養と利用者の身体状況に配慮した食事を提供します。</p> <p>&lt;食事時間&gt;</p> <p>朝食 (7:30～) 昼食 (休日のみ提供：12:00～) 夕食 (18:00～)</p> <p>お弁当が必要な方につきましては1食につき300円を食材費として別にいただきます。</p>
社会生活上の便宜 (M)	<p>当事業所では、グループホームでの生活を営みあるものとするため、適宜レクリエーション行事を企画します。</p> <p>外出行事や誕生会を適宜企画します。</p> <p>行政機関に対する手続きが必要な場合には、施設が代行し、利用者及び家族に報告いたします。</p>
預り金管理 (L)	<p>利用者の希望により、金銭管理サービスをご利用いただけます。</p> <p>管理する金銭の形態：施設の指定する金融機関に預け入れていたる通帳</p> <p>お預かりするもの：上記預貯金通帳、金融機関届出印鑑、年金証書</p> <p>保管責任者：社会福祉法人あけぼの福祉会 預り金規程による</p> <p>保管管理者：社会福祉法人あけぼの福祉会 預り金規程による</p> <p>出納責任者：社会福祉法人あけぼの福祉会 預り金規程による</p> <p>管理方法</p> <p>※入出金については、責任を持って行い、出入金記録を作成します。</p> <p>※年2回、残高報告書を作成し、利用者へ報告します。</p> <p>※利用者は、いつでも入金記録を閲覧でき、その写しの交付を受けることができます。</p>
その他日常生活上必要となる支援 (J・O)	<p>家賃・日用品費・光熱水費・食材料費は、毎月20日から月末の間に支払います。</p> <p>利用者の希望により、日常生活品の購入の斡旋、代行等についても行います。</p>

(3) 利用者の選定により提供するサービス

特別な食事	利用者のご希望により特別な食事を提供します。
その他	医療機関への薬の受け取りや、施設外での買物代行を行います。

※利用者の選定によるサービスは、別途費用(実費)を頂きます。

(4) その他

サービス提供記録の保管	契約の終了後契約書に定める期間保管します。
サービス提供期間の閲覧	土曜日・祝祭日を除く毎日9時から17時。
サービス提供記録の 複写物の交付	複写に際しては、1枚につき20円いただきます。

6 利用料

お支払いいただく利用料はつぎのとおりです。

(1) 自立支援給付費対象サービス利用料金

	金額	備考
自立支援給付費 支給額	月額 円	事業者が市町村から代理受領する場合は、お支払いいただく必要はありません。
自立支援給付費支給 に伴う利用者自己 負担額	月額 円	月額負担上限額
家賃	月額 11,000円	特定障害者特別給付費10,000円を市町村から代理受領しますので、各部屋に応じた家賃額から10,000円を控除した額
日用品等	月額 3,000円	
光熱水費	月額 9,000円	
食材料費	月額 30,000円	精算する場合は一日1,000円として計算します。
預り金管理費用	月額 2,000円	

※ 利用者が個別に希望される嗜好品等は、その都度実費を利用者にご負担いただきます。

(2) 自立支援給付費対象外の（サービス利用）料金

以下については、料金（実費等）をいただきます。

項目	にちがく 日額	ひょうじゆんげつがく 標準月額
K. 日用生活品の購入（下着等の被服費及び歯ブラシ等の日用品費）		実費
L. おやつ（自分の好みにより購入するもの）		実費
M. 教養娯楽等		実費
N. 理容・美容等		実費
O. その他日常生活上必要となる諸費用		実費

※ 1. 利用料に定める「食材料費」の月額額は朝・晩の2食と休日の昼食です。

※ 2. 食事が不要な場合には、3日前までにお申し出ください。食事が不要な場合で3日前までに申し出があった際には、重要事項説明書6. 利用料に定める「食材料費」に係る自己負担額は食事が不要となった日数分いただきません。

- ※ 3. 光熱水費については前年度の平均から算出していますので、年度により変更する場合があります。
- ※ 4. 自立支援給付費の給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、利用者の負担額を変更します。
- ※ 5. その他社会情勢等により著しい物価の変動等があった場合には、料金を変更する場合があります。
- ※ 6. お弁当が必要な方につきましては1食につき300円を食材費として別にいただきます。

**(3) 利用者の選択により提供するサービス利用料金**

特別な食事	実費
各種付き添いおよび代行について	町外への医療機関の通院付き添い、および薬受取代行 ・実費（職員旅費日当） その他町外への付き添いおよび代行 ・実費（職員旅費日当）
在園証明書	一部につき200円、送料等については実費負担
各種証明書、および諸手続き等代行手数料	一件につき500円、送料等については実費負担
その他	その他のサービスについては実費をいただきます。

**(4) その他**

- 利用者が、契約終了後も居室を明渡さない場合には、本来の契約終了日から現実に居室が明渡されたまでの期間にかかる次の料金をいただきます。
- ・利用者の障害程度に応じたサービス利用料金
  - ・その他受けたサービスの実費

**(5) 利用者負担金の支払方法**

利用者負担金は、サービス利用月末に締め、翌月の10日までに請求いたします。請求月の20日までに、以下の方法でお支払ください。

＜支払方法＞

- ・次の金融機関に入金してください。

金融機関名	種類	口座番号	口座名義
北洋銀行	普通	●●●●●●●●	社会福祉法人あけぼの福祉会 理事長 西崎 公一

**7 要望・苦情等申立先及び虐待防止に関する相談窓口**

利用者又はその家族、後見人等は、事業者が提供した施設支援サービスに関する苦情がある場合は、いつでも下記に記載されている苦情相談担当窓口にて苦情を申し立てることができます。事業者は、苦情が申し立てられたときは速やかに事実関係を調査し、その結果、改善の必要性の有無及びその方法について利用者又は家族、後見人等に文書で報告します。

利用者又はその家族、後見人等は、虐待について下記の虐待防止に関する窓口にご相談することができます。相談を受けた職員は、ただちに利用者への適切な配慮をし、虐待防止責任者へ報告します。虐待防止責任者は、相談の内容等を記録するとともに、情報を分析し、虐待の可能性がある場合は、速やかに道へ報告、市町村及び保護者等へ連絡するとともに、利用者の安全・安心の確保のために必要な措置を講じます。

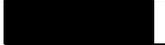
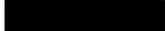
ようぼう くじょうとうもうしたてさき  
 (1) 要望・苦情等申立先

とうしせつ りようそうだん 当施設ご利用相談 まどぐち 窓口	まどぐちたんとうしゃ ・窓口担当者 :  りようきかん ・ご利用期間 9:00～17:00 (日曜・祭日、年末年始を除く) でんわばんごう ・電話番号 0135-63-1180 たんとうしゃ ふざい ぼあい じむじよ もう で ・担当者が不在の場合は、事務所までお申し出ください。
いわないちやうやくぼふくしか 岩内町役場福祉課	しょざいち いわないぐんいわないちやうたかだい ばんち ・所在地 岩内郡岩内町高台134番地1 でんわばんごう ・電話番号 0135-62-1011
どう まどぐち しょうかい 道の窓口を紹介	しりべしぞうごうしんこうきよく ほけんかんきやうぶしやかいふくしか 後志総合振興局 保健環境部社会福祉課 しょざいち ゆうびんばんごう ・所在地 〒 044-8588 あぶたぐんくつちやんちやうきた ひがし 虻田郡倶知安町北1東2 でんわばんごう ・電話番号 0136-23-1936 ほつかいどうふくしきーび すうんえいてきせいはいんかい 北海道福祉サービス運営適正化委員会 しょざいち ゆうびんばんごう ・所在地 〒 060-0002 さつぽろしちゆうおうくきた じやうにし ちやうめ 札幌市中央区北2条西7丁目 (かでの2. 7) しゃかいふくしきやうぎかい 社会福祉協議会内 でんわばんごう ・電話番号 011-204-6310

ぎやくたいぼうし かん そうだんまどぐち  
 (2) 虐待防止に関する相談窓口

ぎやくたいぼうし かん 虐待防止に関する そうだんまどぐち 相談窓口	まどぐちたんとうしゃ ・窓口担当者 :  りようきかん ・ご利用期間 9:00～17:00 (日曜・祭日、年末年始を除く) でんわばんごう ・電話番号 0135-63-1180 たんとうしゃ ふざい ぼあい じむじよ もう で ・担当者が不在の場合は、事務所までお申し出ください。
---	--

ふくしかいくじやうかいけつだいきんしゃいん  
 8 あげぼの福祉会苦情解決第三者委員

だいきんしゃいん しょうかい 第三者委員の紹介	・  (もとじんけんやうごいん (元人権擁護委員)) ・  (いわないちやうみんせいいん (岩内町民生委員))
----------------------------	--

きやうりよくいりやうきかん  
 9 協力医療機関

いりやうきかん めいしやう 医療機関の名称	いわないきやうかいびやういん 岩内協会病院	きたないか 北内科クリニック
しょざいち 所在地	いわないちやうたかだい 岩内町高台209-2	いわないちやうたかだい 岩内町高台2-1
でんわばんごう 電話番号	0135-62-1021	0135-62-1457
しんりやうか 診療科	ないか げか せいけいげか がんか 内科・外科・整形外科・眼科・ せいしんしんけいか た 精神神経科・その他	ないか 内科
にゆういんせつび 入院設備	あり	なし

し かいりやうきかん めいしやう 歯科医療機関の名称	にしぎきし かいいん 西崎歯科医院	
しょざいち 所在地	いわないちやうたかだい 岩内町高台150	
でんわばんごう 電話番号	0135-62-1155	

じやうき ほか かくせんもんい きやうりよくいらい  
 上記の他、各専門医に協力依頼しております。

10 ひじょうさいがいじ たいさく  
非常災害時の対策

ひじょうじ たいおう 非常時の対応	べつとさだめ しょうぼうけいかく 別途定める「グループホーム消防計画」により、対応いたします。
へいじょうじ くんれん 平常時の訓練	ねん かいやかんおよ びるま そうてい ひなん 地域の防災訓練に参加するほか、年6回夜間及び昼間を想定した避難・ ぼうさいくんれん りようしゃ かた さんか じっし 防災訓練を、利用者の方も参加して実施します。
ぼうさいくんれん 防災訓練	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自動火災報知器 あり</li> <li>・誘導灯 あり</li> <li>・ガス漏れ報知器 なし</li> <li>・非常用電源 なし</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・防火扉 なし</li> <li>・スプリンクラー設備 あり</li> <li>・非常通報装置 あり</li> </ul> <p>※カーテン、布団等は防火性のあるものを使用しております。</p>

11 とうしせつごりよう さい りゆうい じこう  
当施設ご利用の際に留意いただく事項

らいほう めんかい 来訪・面会	ホーム内に宿泊する際には、事前にご相談ください。
がいしゅつ がいはく 外出・外泊	がいしゅつ がいはく さい かなら しょくいん つか 外出・外泊の際は必ず、職員にお伝えください。
しよくたくい しいがい いりよう 嘱託医師以外の医療 きかん へい じゆしん 機関への受診	せんもんか じゆしん ひつよう ほんだん ばあい じゆしん けいぞくてき ばあい より専門科への受診が必要と判断された場合は、受診が継続的になる場合 えんぼう じゆしんなど かぞく たいおう ばあい や遠方への受診等は、ご家族により対応していただく場合があります。
きょしつ せつび きぐ 居室・設備・器具の りよう 利用	しせつない きょしつ せつび きぐ ほんらい ようほう したが りよう 施設内の居室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。これ はん りよう はそんなど しょう ばあい ばいしょう に反したご利用により破損等が生じた場合、賠償していただくことがあ ります。
きつえん いんしゅ 喫煙・飲酒	ぜんかんきんえん いんしゅ かのう た りようしゃ めいわく ていど 全館禁煙です。飲酒は可能ですが、他の利用者に迷惑をかけない程度にお ねが 願います。
きちょうひん かんり 貴重品の管理	きちょうひん りようしゃ せきにん かんり いただ じこ 貴重品につきましては、利用者の責任において管理して頂きます。自己 かんり りようしゃ あずか きんかんり ゆうりよう 管理のできない利用者につきましては、預り金管理サービス（有料）を りよう ご利用ください。
しゅうきょうかつどう せいじ 宗教活動・政治 かつどう えいりかつどう えんりよ 活動・営利活動	りようしゃ しそウ しんきょう じゆう た りようしゃ たい しゅうきょうかつどう せいじ 利用者の思想、信教は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治 かつどう えいりかつどう えんりよ 活動および営利活動はご遠慮ください。
どうぶついく 動物飼育	しせつない べつと も こ およ しいく かんりしゃ そうだん 施設内へのペットの持ち込み及び飼育については、管理者とご相談くだ さい。

12 きんきゅうじ えんじよ  
緊急時の援助

事業者は、利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに上記  
9の協力医療機関又は利用者の指定する医療機関での診察を依頼します。  
利用中に利用者の心身の状態が変化した場合は、利用者が指定する者に対し、緊急に  
連絡します。

13 じこほっせいじ たいおう  
事故発生時の対応

事業者は、支援サービスの提供時に事故が発生した場合には、まずあなたの身体  
の状況を  
確認し応急手当や、通院等の必要な措置を講じます。また必要に応じて関係  
市町村やあなたの家族に連絡を行うと共に速やかに事故原因を解明して再発防止に努  
めます。さらに、その結果についてはあなたやあなたの家族に報告致します。また、こ  
れら一連のことについて、記録し保存します。

1 4 そんがいばいしょう  
損害賠償

じぎょうしゃ しえんサービス ていきょうじ じこ はっせい ぼあい かんけいしちょうそん りようしゃ かぞく  
事業者は、支援サービスの提供時に事故が発生した場合は、関係市町村、利用者の家族  
れんらく おこな ひつよう そち こう  
に連絡を行い、必要な措置を講じます。

じぎょうしゃ しえんサービス ていきょうじ じぎょうしゃ せき き じゆう りようしゃ そんがい  
事業者は、支援サービスの提供時に、事業者の責に帰すべき事由により利用者に損害  
あた ぼあい そんがい すみ ばいしょう  
を与えた場合には、その損害を速やかに賠償します。

りようしゃ こい かしつ じぎょうしゃ そんがい あた むだん びひん けいじょう  
利用者は、故意または過失により事業者に損害を与え、または無断で備品の形状を  
へんこう そんがい べんしょう げんじょう もど  
変更したときは、その損害を弁償し、または原状に戻してもらいます。なお、損害賠償  
がく りようしゃほんにん しんしん じょうきょう こうりよ げんめん ぼあい  
の額は利用者本人の心身の状況を考慮して減免する場合があります。

わたし ほんしょめん もと しゃかいふくしほうじん ふくしかい しょくいん  
私は、本書面に基ついて社会福祉法人あけぼの福祉会の職員

か

ほんじゅうようじこう せつめい う  
ら本重要事項の説明を受けました。

へいせい ねん がつ にち  
平成 年 月 日

り よう しゃ じゅう しょ  
利 用 者 住 所

し めい  
氏 名

いん  
印

りようしゃ せいねんこうけんにんなど  
利用者の成年後見人等

じゅう しょ  
住 所

し めい  
氏 名

いん  
印

ぞく がら  
続 柄 ( )

とうじぎょうしょ さま たい しえん さーびす ていきょう じょうき  
当事業所は、 様に対する支援サービスの提供にあたり、上記のとおり

じゅうようじこう せつめい  
り重要事項について説明いたしました。

へいせい ねん がつ にち  
平成 年 月 日

じ ぎょう しゃ  
事 業 者

じゅう しょ ほっかいどういわないぐんいわないちょうあざのづか ほんち  
住 所 北海道岩内郡岩内町字野東210番地

めい しょう しゃかいふくしほうじん ふくしかい  
名 称 社会福祉法人あけぼの福祉会

りじちょう にしざき きみかず  
理事長 西崎 公一

いん  
印

せつめいしゃ  
説明者

いん  
印